＜月次報告様式（新様式　令和５年４月～）＞

令和７年度　公文書開示（12月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	１号	２号	３号	４号	５号	６号	７号	８号	９号		
1	R7.12.3	R7.12.18	令和６年度及び令和７年度主任級選考における請求者本人の論文試験の評価決定に関すること。																開示請求書の記載内容から公文書の特定ができないため、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第５号）第６条第２項の規定に基づき、相当の期間を定めて補正を求めたが、期日までに請求者から補正の連絡はなかった。 このため、当該開示請求を却下するものである。	人事委員会事務局 試験部 試験課
2	R7.10.28	R7.12.16	不利益処分についての審査請求関係書類	1	1															人事委員会事務局 任用公平部 審査課
3	R7.10.28	R7.12.16	不利益処分についての審査請求関係書類	255		1					1			1	1				（７条２号） 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。 （７条５号） 非公開で審議された議案に係る人事委員会委員の発言の記録を開示することは、委員間の率直な意見交換に支障が生ずるおそれがあり、ひいては、人事委員会の意思決定における中立性が害され、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 （７条６号） 審査請求事案に係る人事委員会委員の発言の記録を開示することは、当事者双方の疑念、批判等を招き、事案の公平及び中立が害されるおそれがあるものであるため。 ほか	人事委員会事務局 任用公平部 審査課
4	R7.10.28	R7.12.16	不利益処分についての審査請求関係書類					1											請求に係る公文書は保有しておらず、存在しないため。	人事委員会事務局 任用公平部 審査課